

第54回秋田県農業委員大会資料

日 時：平成22年11月1日（月）
午後1時 開会

場 所：北秋田市文化会館

主 催 秋 田 県 農 業 会 議

共 催 市 町 村 農 業 委 員 会

大 会 議 案

【議案第1号】

農業者戸別所得補償制度の本格実施と米の需給調整対策の強化に関する要請（案）

政府は、新たな「食料・農業・農村基本計画」の実現に向け、農業者戸別所得補償制度の導入や農山漁村の6次産業化、食の安全・安心の確保などを柱とした様々な施策を具体化しつつある。

その中で、農業者戸別所得補償制度については、本格実施に向けた平成23年度予算の概算要求において、関連予算を含めて9,160億円が計上されているが、本制度を定着させるためには、国民全体の理解と合意のもと、生産現場の意向を十分に踏まえたものとしなければならない。

また、制度の安定を図るためには、過剰米の政府買い上げによる米価の大幅な下落の防止等、需給調整対策の効果的な実行が不可欠となっている。

よって、政府・国会は、本制度の本格実施に当って、現場の声に耳を傾け、真に食料自給率の向上と農業者全体の所得向上に結び付く制度として確立するとともに、導入環境を整えるための、米の需給調整対策を強化されるよう強く要請する。

1 農業者戸別所得補償制度の強化

(1) 中長期的視点に立った制度の展開

補償水準の設定に当っては、中長期的な視点から農業の姿を見通し、再生産が可能となる制度設計とするなど、農業者が安心して取り組むことができる、安定的な制度として定着させること。

(2) 予算の確保

制度の本格実施に当っては、米価の下落に伴う補償額の増大等によって財源不足が生ずることがないように、必要かつ十分な予算を確保すること。

(3) 対象品目の拡大

多様な生産に取り組む農業者の経営安定が図られるよう、米や畑作物に加えて、果樹、野菜、畜産等を所得補償対象品目として早期に追加すること。

(4) 地域の実情を反映した制度の実施

産地資金において、交付対象作物や単価の設定等に柔軟に対応し、従来の対策に比した交付額の減少を十分に緩和できる仕組みとするなど、地域の実情を反映した取り組みが可能となる制度とすること。

(5) 新規需要米の需要拡大

水田をフル活用し、自給力を向上させる観点から、作付誘導が進んでいる新規需要米については、需要拡大を一層進めるための対策を強化すること。

2 米の需給調整対策の強化

(1) 緊急的な需給調整対策の実施と米の備蓄政策の強化

米の持ち越し在庫の大量発生と、米価の大幅な下落によって、農業者戸別所得補償制度の安定的な実施への影響が懸念されることから、政府による緊急的な買い上げを実施し、需給状況を改善すること。

また、政府米の備蓄については、早期に回転備蓄方式から棚上げ備蓄方式に移行するとともに、備蓄水準を拡充すること。

(2) 市場流通における監視体制の強化

加工用米、新規需要米等の用途限定米については、定められた用途に確実に使用されるよう、米トレーサビリティ法に基づく市場流通監視体制を強化すること。

(3) カドミウム汚染米に対する新たな流通防止対策の実施

国がこれまで買い上げを行ってきた0.4ppm以上1.0ppm未満のカドミウム含有米については、平成23年2月の食品衛生法の改正に基づく新基準の施行に伴い、買い上げを終了することとしているが、平成23年度以降においても、国の責任の下、新たな買上措置など、流通防止対策を講ずること。

(4) WTO農業交渉、EPA・FTA交渉への適切な対応

WTO農業交渉においては、わが国の提案である「多様な農業の共存」が可能となる貿易ルールの確立に全力で取り組むこと。

また、ミニマム・アクセス米については、国際的な食料価格の上昇や需給逼迫を考慮し、その在り方に関して廃止も含めて見直しをすること。

EPA・FTAによる農産品の貿易自由化は、国内農業に大打撃を与えることが明白であり、その交渉に当っては、国内農業に対する影響等について十分に検証し、慎重に対応すること。

特に、政府が参加・検討を打ち出したTPPについては、関税撤廃を原則としており、国内農業生産の大幅な減少や、食料自給率の低下が避けられないことから、交渉に参加しないこと。

【議案第2号】

優良農地の確保と農業委員会の体制整備に関する要請(案)

新たな「食料・農業・農村基本計画」において掲げられた、供給熱量ベースの食料自給率50パーセントの目標を達成するためには、優良農地を確保し、その有効利用を図るとともに、意欲ある農業者への面的集積を進めることが不可欠となっている。

こうした中、新たな農地制度は、農地転用規制の強化や遊休農地対策、農地流動化の促進等を目的としており、その実現に当たり、制度の運用を中心的に担っている農業委員会が果たすべき役割は、益々重要となっている。

また、食料の安定生産に欠くことのできない農業生産基盤の整備は、予算の大幅な削減によって、今後の計画的な推進に大きな支障が生ずることが懸念されている。

よって、政府・国会は、新たな農地制度に対応した農地の有効利用・面的集積と農業委員会の体制整備への支援を強化するとともに、農業農村整備対策予算を十分に確保されるよう強く要請する。

1 農地の有効利用・面的集積対策の強化

(1) 遊休農地解消の取組への支援

遊休農地の再生・利活用を促進するため、復元後、農業経営の安定化が図られるまでの営農支援を強化すること。

(2) 面的集積への支援

農地の面的集積を促進するため、農業者戸別所得補償制度において導入

を検討することとしている規模加算を早期に実施するなど、支援対策を強化すること。

2 農業委員会の体制整備・強化への支援

新たな農地制度の施行に伴い、農業委員会の役割は増大しており、その必置規制の堅持を基本に、活動の財源である農業委員会交付金を増額するとともに、農地制度実施円滑化事業費補助金を、農業委員会の実態に即した活用しやすい仕組みとすること。

また、農業委員会職員の増員など、体制強化について、政府から地方自治体首長に対し、強く働きかけを行うこと。

3 農業農村整備対策予算の確保

(1) 農業農村整備対策予算の増額

生産性の高い優良農地を確保していくためには、圃場整備など生産基盤の整備が欠かせないことから、農家の負担軽減を図りながら、農業農村整備事業を進めるための予算の増額を図ること。

(2) 中山間地域等直接支払制度の強化

中山間地域等直接支払制度は、平成23年度予算の概算要求において、拡充されたが、本制度が永続的・安定的に実施されるよう、早期に恒久法を制定すること。

(3) 農地・水・環境保全向上対策の強化

農地・水・環境保全向上対策は、多面的機能を有する農地・農業用水等資源の適切な保全管理をする上で極めて重要な施策として、地域に定着しているため、平成24年度以降の事業期間の延長を図ること。

【議案第3号】

意欲ある農業者の育成・確保に関する要請（案）

農業・農村が抱える課題は、農業者の減少や高齢化の進行、農産物価格の低迷による農業所得の低下など、深刻化している。

こうした状況を踏まえ、地域農業を持続的に発展させるためには、意欲ある農業者が生産の大宗を占める農業構造を早期に構築する必要がある。

よって、政府・国会は、地域農業を主体的に担い、活性化を先導する農業者の育成・確保に関する施策を充実されるよう強く要請する。

1. 地域農業を担う経営体の育成・確保

(1) 認定農業者等の経営改善に向けた支援

認定農業者等の経営基盤の強化と経営管理能力の向上を図るため、地域の関係機関・団体のみならず、国においても支援対策を強化すること。

(2) 集落営農等の法人化支援

農業生産活動の維持のみならず、地域の守り手としての役割が期待される集落営農等を、持続性のある経営体として育成するため、法人設立から経営の確立に至るまで、総合的に支援すること。

(3) 新規就農者への支援

新規就農者を確保するため、雇用就農の促進に大きな成果を上げている「農の雇用事業」を拡充し、継続的に実施すること。

2. 農業者年金制度の改善

経営規模の大小等にかかわらず、多様な農業者が加入しやすい農業者年金制度となるよう、通常保険料の下限を1万円に引き下げるとともに、政策支援の対象者を拡大すること。

また、特例付加年金の受給要件を、年齢要件のみとすること。

3. 6次産業化への支援

意欲ある農業者の所得確保と、農村地域における雇用創出のための6次産業化の推進に当たっては、ハード・ソフト両面にわたる総合的な支援対策を講ずるとともに、加工・流通・販売の拠点を農村地域に置いた仕組みとすること。

【議案第4号】

農業者年金の加入推進に関する申し合わせ（案）

農業者年金制度は、食料・農業・農村基本法の下で政策年金として再構築され、意欲ある担い手の確保と老後生活の安定を図る上で重要な制度として位置付けられている。

我々、農業委員会系統組織は、これまで担ってきた使命と役割を再確認し、将来にわたって農業者に信頼される農業者年金制度として、守り育てていく必要がある。

このため、今年度からスタートした「10万人早期突破・新規加入者底上げ3力年計画」を踏まえ、本県の新規加入推進目標の実現に向けて、次の事項を申し合わせ、決議する。

1. 農業者年金制度の周知徹底

加入資格を有する全ての農業者に対し、あらゆる機会を活用して、農業者年金制度を周知徹底しよう。

2. 新規加入推進目標の達成

加入推進強化月間における戸別訪問等の重点的な取り組みによって、「農業委員1人当たり新規加入者1人の確保」を図り、年間185人の新規加入推進目標を達成しよう。

【 協 議 】

第54回秋田県農業委員大会決議
実行運動計画(案)

第54回秋田県農業委員大会で決議された、要請事項の確実な実現を期するため、次により要請活動を行う。

1. 決議事項を要請書に作成し、速やかに政府、国会並びに関係当局に対し要請する。
2. 12月1日(水)農業会議会長・副会長及び市町村農業委員会の代表者による「県選出国會議員との要請懇談会」を開催し、県選出国會議員に対する要請活動を行う。
3. 以上に掲げるほか、全国農業会議所が主催する平成23年度の農林・農委予算確保対策活動などに参加し、要請運動を行う。

大 会 宣 言

大 会 宣 言 (案)

優良農地の確保や遊休農地の発生防止・解消、農地の貸借等の促進を目的とした、新たな農地制度の本格運用が始まり、我々農業委員会系統組織にとって、農地の権利移動及び転用の審査と事後の確認など、制度の公平・公正で適正な執行が一層重要となっている。

また、新たな「食料・農業・農村基本計画」においても、転用規制の厳格化や遊休農地の解消に向けた調査・指導など、農業者の公的代表としての、農業委員会系統組織が果たすべき役割の強化が求められている。

このため、「輝ける秋田の農業・農村づくり運動」に引き続き取り組み、農地法で明確に位置付けられた農地の利用状況調査や相談活動を中心に、「行動する農業委員会」としての活動をさらに強化していかなければならない。

本日、ここに、第54回秋田県農業委員大会を開催し、主要な課題に対して、農業者の声を反映させた要請事項を決議し、併せて、自らの申し合わせ決議を行った。

我々は、本大会の開催を契機に、これらの実現に向けて、一人ひとりが改めて決意を新たにし、農業・農村の振興と発展のため、総力を結集して邁進することをここに宣言する。

平成22年11月1日

第54回秋田県農業委員大会

第5.3回大会決議事項の経過概要

第53回秋田県農業委員大会決議事項の経過概要

I. 平成21年11月4日、秋田市で開催した第53回秋田県農業委員大会で決議された議案は、

議案第1号 水田の有効活用による農業経営の確立と食の安全に関する要請

議案第2号 優良農地の確保・利用集積の推進と農村地域活性化対策に関する要請

議案第3号 「輝ける秋田の農業・農村づくり運動の推進」に関する申し合わせ

議案第4号 第53回秋田県農業委員大会決議実行運動計画の4議案であった。

II. 第53回秋田県農業委員大会終了後の決議事項の取り扱いについて

大会において決議された議案第1号、第2号の要請書を作成し、国に要請するとともに、平成21年12月2日に東京で開催された全国農業委員会会長代表者集会の前日に、東京グランドホテルで県選出国會議員との要請懇談会を開催し、各市町村農業委員会会長の代表者など37名が県選出国會議員に要請した。

また、平成22年5月27日に東京で開催された全国農業委員会会長大会の終了後、各市町村農業委員会会長など37名がルポール麹町で県選出国會議員との要請集会を開催し、「新たな「食料・農業・農村基本計画」の実現に関する要請（①戸別所得補償制度の確立、②優良農地の確保と有効利用の促意、③水田フル活用の促進、④米の備蓄政策の見直し、⑤食の安全、安心の確保、⑥WTO農業交渉、EPA・FTA交渉等への適切な対応）」及び「全国農業委員会会長大会の決議事項」について要請を行った。

III. 大会決議事項の要請結果について

1. 議案第1号 水田の有効活用による農業経営の確立と食の安全に関する要請

(1) 米の所得補償制度の創設について

要請内容は、生産調整の堅持と十分な収入の確保が可能な米の所得補償制度の導入、であった。

平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、平成22年度は「戸別所得補償モデル対策」として、米戸別所得補償モデル事業と水田利活用自給力向上事業が創設され、総額5,538億円が措置された。

しかし、米の過剰在庫を背景とした、平成22年産米の概算金の引き下げによって、農家の資金繰りの悪化が懸念されており、年内に支払われる定額部分（10ア

ールあたり1.5万円)の確実な入金、変動部分の早期確定と円滑な支払いについて、注視する必要がある。

今後は、制度の本格実施にあたり、定額部分の見直しや、価格安定対策などが必要であり、十分な予算の確保も含めて要望していく。

(2) 水田フル活用対策の拡充について

要請内容は、①水田フル活用対策の充実強化、②米粉用米、飼料用米等の活用による需要拡大、であった。

①については、戸別所得補償モデル対策のうち水田利活用自給力向上事業として、平成22年度予算で2,167億円が措置され、戦略作物に対して全国一律単価(10アールあたり麦、大豆、飼料作物は3.5万円、新規需要米、WCSは8.0万円、そば、なたね、加工用米は2.0万円)で交付されることとなった。

さらに、大豆、麦や戦略作物以外の地域振興作物等について、旧制度との助成水準の格差是正のため、交付単価を上乗せできる激変緩和措置も講じられた。

②については、新規需要米に対して10アールあたり8万円が交付されることとなり、全国的にも作付拡大が進んでいる。需要に応じて作付面積が決まることから、引き続き、需要拡大に向けた取組を要望していく。

(3) 米の備蓄政策の見直しについて

要請内容は、棚上げ備蓄方式の早期実施、であった。

平成23年度の農林水産予算概算要求において、米の備蓄運営の見直しが盛り込まれており、需給調整とは切り離れたうえで、備蓄水準100万トン、5年間の備蓄後は飼料用等の非主食用とする棚上げ備蓄方式が採用されることとなった。

今後は、備蓄水準の拡大と早期実施に向けて、引き続き要望していく。

(4) 食品表示制度の見直し等による食の安全の確保について

要請内容は、①加工食品における原産国表示の見直し、②玄米・精米品質表示基準の見直し、であった。

①については、加工食品では原産国表示が一部にとどまっており、その拡大に向

けて継続的に要望していく必要がある。

②については、複数原料米の品質表示基準についても、単一原料米と同様な基準に見直されるよう、継続的に要望していく必要がある。

(5) WTO農業交渉、EPA・FTA交渉への適切な対応について

要請内容は、国内農業に悪影響を及ぼさない①WTO農業交渉、②EPA・FTA交渉への対応、であった。

①については、昨年11月の第7回閣僚会議において、妥結に向けて積極的に取り組んでいくことが確認された。これまでのところ大きな動きはないが、11月のソウルサミットで、どのように進展するか、注視する必要がある。

②については、これまで、11カ国・地域とEPAを締結し、本年9月にインドと大筋合意した。現在、韓国、GCC（湾岸協力理事会加盟国・サウジアラビア等6カ国）、オーストラリア、ペルーと交渉中である。

政府は、新成長戦略において、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の構築に向けて本年11月を目途に「包括的経済連携に関する基本方針」の策定を進めているが、当面、環太平洋パートナーシップ協定交渉（TPP）を巡る動きを注視する必要がある。

2. 議案第2号 優良農地の確保・利用集積の推進と農村地域活性化対策に関する要請

(1) 農地の有効利用・面的集積対策の充実強化について

要請内容は、①遊休農地解消の取組への支援、②農地の面的集積対策の推進、であった。

①については、平成22年度予算において、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金として140億円が措置され、再生利用活動には10アール当たり3万円～5万円の支援が受けられることとなった。

②については、平成22年度予算において、農地利用集積事業として40億円が措置され、農地利用集積円滑化団体の調整活動を経て利用権設定された農地に、10アールあたり2万円の交付金が交付されることとなった。

(2) 贈与税納税猶予など農地税制の見直し

要請内容は、贈与税納税猶予制度の見直し、であった。

相続税納税猶予制度については、農業経営基盤強化促進法に基づいて農地を貸し付けた場合には、終身継続して農地利用することを条件に、納税猶予が継続されることとなったが、贈与税納税猶予制度については摘要されず、農地の貸借促進のため、引き続き要望していく。

(3) 農業委員会の体制整備・強化への支援について

要請内容は、事務局体制の強化、農業委員会予算の増額、であった。

新たな農地制度の周知、農業委員会業務の円滑な事務の実施に対応するため、農業委員会交付金については、前年度と同額の予算が措置されたほか、農地制度実施円滑化事業費補助金が創設され、平成22年度予算において52億円が措置された。農業委員会の一層の活動の活性化のためにも、積極的な活用が求められる。

また、事務局体制の強化を図るため、地方交付税の算定基礎が改定され、農業委員会職員については、2名増員の措置がなされた。

(4) 中山間地域等における農地・水・環境保全対策等の推進

要請内容は、①中山間地域等直接支払い交付金単価の引き上げ、②農地・水・環境保全向上対策の充実、であった。

①については、平成22年度から26年度までの第3期対策が開始され、平成22年度予算において264億円が措置された。制度の見直しでは、要件の緩和や小規模・高齢化集落支援加算が新設された。

②については、平成22年度予算において、272億円が措置され、継続した取り組みが可能となっている。

今後は、戸別所得補償制度の関連対策として、条件不利地域等における所得確保の有効な手段として継続実施されるよう、引き続き要望していく。